

## 会議の概要

議長

定刻になりましたので、ただ今から平成30年9月第29回総会を開会いたします。開会時間は午後1時31分です。本日の会議において農業委員会等に関する法律第29条により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号11番千野委員より欠席の届が提出されておりますので報告いたします。出席農業委員会委員は14名中13名で、定員数に達しておりますので、総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は9名です。それではただいまより総会を開会いたします。お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないをお願いいたします。

それではこれより審議にはまいります。

まず、日程1議事録署名委員の指名に移りますが、今月は先月欠席された関係で議席番号3番松本委員と、議席番号6番田端委員をお願いいたします。

それでは日程2議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」を上程いたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。命によりまして、議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」、を議案書の朗読をもって説明いたします。

(議案第1号について、記載事項を読み上げ、説明)

本件におきましては、説明しました通り、居宅、物置がすでにたっております。本申請に至りました理由と経緯をご説明させていただきます。

本来であれば本申請については、農地に戻すという是正を行い、その後申請をしなければいけないというのが原則ですが、申請代理人より追認が認められるか相談を受けまして、許可権者であります埼玉県東松山農林振興センターの職員と協議をしました。その結果、次の条件を満たせば、追認となるということになりました。小川町の都市計画区域において、市街化区域・市街化調整区域の線引きが行われた昭和54年9月11日より前から居宅、物置が建っているか、ということです。一般社団法人「日本地図センター」の航空写真の証明書が提出されましたが、昭和45年11月16日撮影の航空写真では、居宅と物置の形態が移っております。以上の理由から、振興センターと協議した点について、条件が満たされていると判断したため、追認案件であります本申請を受理いたしました。

なお、本申請は工事を行わないため、資金は発生しません。また隣接農地の所有者から、転用計画についての同意書を得ていることを申し添えます。本申請で追認が許可された後、居宅については建て替えの計画があるそうです。

なお、本件の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地第2種農地にあたると判断されます。最後に、調査区は大河地区となります。以上内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当調査区の大河地区よりお願いいたします。

8番根岸委員

はい。議席番号8番根岸が報告させていただきます。9月21日金曜日8時半に農業委員、推進委員全6名で現地調査を行いました。現地は、大河小学校を東秩父方面に向かい、大河橋を渡って右手の道路沿いに入ったところです。事務局から案内があったように昔の航空写真も確認させていただきました。線引き以前ということで振興センターの意見通り対象になろうかと思えます。調査時は隣接耕作者の同意が未確認とのことでしたので、その後役場で確認をいたしました。本人の意見書、始末書の県知事あてに準備されています。問題としては、ご案内の通り、既存宅地の敷地拡張ということで、一部前の畑を拡張するということです。同意がいただければ、担当地区全員の意見として問題はないという結論に至りましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。それでは質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさまより質疑をお受けいたします。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、つづきまして推進委員の皆様いかがでしょうか。

(挙手なし)

議長

それでは質疑を打ち切らせていただきます。採決にはいりたいと思えます。只今の議案第1号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」、承認に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成により、原案のとおり可決承認されました。なお、この議案第1号は農地法第4条ですので原案の通り許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

つづきまして、日程3議案第2号「農地法第5条第1項の規定による所課申請書審議について」を上程いたします。今月は3件の申請がありました。順次審議してまいります。それでは、申請番号1番、所有権移転について事務局より説明をお願いいたします。

はい。命により「農地法第5条第1項の規定による許可申請書審議について」申請番号1番について説明させていただきます。

(議案第2号申請番号1番について、記載事項、別紙資料を読み上げ、説明)

なお、本申請につきまして、隣接農地の所有者及び耕作者から、膿瘍計画についての同意を得ております。また、地元の水利組合からは、「同意を得ることができなかった」という内容の報告書が提出されております。

なお、本件の農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の区域にある農地、第1種農地にあたと判断されます。第1種農地は原則転用はできませんが、住宅等は不許可の例外のひとつである、地域の農業の振興に資する施設に該当し、転用は可能となります。

最後に調査区は小川地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。

議長

はい。ありがとうございます。それでは現地調査報告を担当地区の小川地区の委員よりお願いいたします。

6番田端委員

はい。6番田端が報告させていただきます。9月22日土曜日の9時に集まって現地調査を行いました。現地は周りの農地はすべて青地になっており、該当地だけがなぜか白地になっていました。所有者は処分したい意向があり、ちょうど買いたいという人もいたということですが、この地区はすべてに農業用水が走っています。下に流れるとしたの田んぼできなくなってしまうので水利組合も組合員44人全員が反対。合併浄化槽を付けたところで、隣の田へは直で流れてしまうため同意はできないとのこと。地元の農業委員としても反対です。

議長

ありがとうございました。本案件につきましては補足説明をしたいという話が出ておりますので、お願いしたいと思います。

推進委員内野委員

はい。推進委員の内野です。反対の理由について整理してもう一度申し上げます。まず1つは水利組合が生活排水が入ることは困ると嫌厭しているという状況で、認められないとのことでした。我々農業振興を図る委員の立場としては、農地を守る観点で検討しますので、水利組合の意見を尊重したいということで、全体の意見としてまとめました。ただし、浄化槽の性能としては非常にきれいな状態で放流をしておりますので放流水が作物に影響すると考えてはおりません。しかし、その説明を水利組合にするのは農業委員の立場ではないと考えますので説得をするつもりもありません。ちゃんと管理をされていれば大丈夫だとは思いますが、管理がうまくできない可能性もあるため、水利組合の意向を受け、反対ということがまず1つです。

2つめとして、農業委員としての基本的なスタンスの観点から申し上げて、基本的に調整区域農地より市街化区域農地を優先していただきたい。そして、3つ目として、当該地付近は小川地区で2番目に広い農地であり、農業の振興を図っていける地域であり、圃場は整備されており非常に使いやすく、新規就農者にも利用されてきて圃場としていい状態になりつつあります。そういった地域を虫食いに宅地化していくと農業委員会に限らず、町の将来的な観点からみても、一団として残すべきであると考え、反対という結論にいたりしました。

1番清水委員

1番清水です。当該地はすでに住宅が建っている場所もありますが、庭が湿気ってしかたないので田んぼは作らないでほしいと要請があったりした事例も聞いており、今回の計画でもおそらくしみてくるとおもいますので、また同じ話がでるのではないかという懸念をしています。心配なのは地域のコミュニティーが壊れてしまうことで、そういった面も含めてできればこういった開発はしないでもらいたいということもあります。合併浄化槽についても適切に維持管理がされていないと汚水がながれてしまうという懸念もありますので、個人的にも反対です。

議長

はい。ありがとうございました。補足説明はもうよろしいでしょうか。

(挙手なし)

議長

それではこれより質疑に入りたいと思います。まずはじめに、農業委員より質疑を受け付けます。質問ご意見のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいですか。ないようですので、推進委員のみなさんいかがでしょうか。

推進委員高橋	はい。
議長	はい。高橋委員。
推進委員高橋	推進委員の高橋です。排水に同意してもらえないとなると、ほかに流す先はあるんですか？
議長	事務局より回答をお願いします。
事務局	はい。もしするのであれば、直接管を引いてもらったりするようになると思います。
議長	ありがとうございました。そのほか推進委員のみなさん、どうでしょうか。
	(挙手なし)
議長	ないようですので、質問をこれで打ち切らせてもらいます。それでは、担当地区の意見としては反対、ということですが、採決を取りたいとおもいます。只今の申請番号1番の許可申請について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手なし)
議長	全員反対ということで、否決ということになります。否決されたことにより、事務局で説明をお願いします。
事務局	はい。農転につきましては、許可権者は県になります。小川町の農業委員会としては、許可相当か不許可相当かいという意見を付して県知事に送るようになります。申請人から取り下げの依頼がないかぎり、申請書類の返却ができないので、不許可相当として県知事に送達するようになります。あとは県の判断になります。付け加えますが、今回の不許可相当に該当する農地法の条文は第5条第2項第4号になるかと思います。「周辺の農地の営農条件に支障を生じる恐れのある場合」、具体的には「農業用排水施設に支障を及ぼす恐れのあると認められる場合」になると思われます。以上です。
議長	はい。ありがとうございました。それでは続きまして申請番号2番について審議したいと思います。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。続きまして申請番号2番について説明させていただきます。本申請は6月の総会において議案第1号申請番号1番でご審議いただき、継続審議となった案件です。 モータープールへの進入路について、幅員が1.8mの町道だけでは自動車が通行するには幅が足りないということで、分筆して通行できるような幅を確保することという許可相当になるための条件が出されました。総会終了後に、申請人に条件を伝えたところ、進入路の追加部分として、約1m幅で分筆し、その筆を加えた2筆でこの度申請されました。なお、手続き的には前回の申請をいったん取り下げ、1筆を追加し再度申請するという形になりました。 (申請番号2番の内容について、記載事項を読み上げる)

事務局

本申請は工事を行わないため、資金は発生しません。また、隣接農地の所有者から転用計画についての同意書を得ていることを申し添えます。なお、本件の農地区分は、公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地、第2種農地に当たると判断されます。最後に調査区は竹沢地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。それでは現地調査報告を担当の竹沢地区よりお願いいたします。

推進委員尾上

はい。推進委員の尾上が報告いたします。調査日は9月22日土曜日、農業委員2名、推進委員2名、計4名で実施しました。先ほども説明にありましたが、6月に総会の議題に上がりましたが、場所的には問題ないのですが進入路が1.8mと非常に狭く問題があり、継続審議となりました。そのご地主と話し合いになり、分筆、登記をして3mの道となりましたので、今回は問題がないと判断しました。以上です。

議長

はい。ありがとうございました。それではこれより申請番号2番について質疑を受け付けたいと思います。はじめに農業委員のみなさんより質疑を受け付けます。いかがでしょうか。

(挙手なし)

議長

よろしいですか。それでは推進委員の皆様、なにかありますか。

(挙手なし)

議長

ないようですので質疑を打ち切らせていただきます。それでは採決にはいります。只今の申請番号2番の許可申請について、申請に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

はい。ありがとうございました。全員賛成により可決承認されました。つづきまして、申請番号3番にはいります。事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。つづきまして申請番号3番について議案書の朗読をもって説明します。

(申請番号3番の内容について、記載事項を読み上げ、説明)

なお、本申請について、工事資金、土地代金に対しては、自己資金で賄っており、預金の残高証明書が添付されておりあります。また隣接地に農地はありません。なお、本件の農地区分は公共投資の対象にならない小集団の生産性の低い農地、第2種農地に当たると判断されます。最後に調査区は八和田地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございました。それでは、現地調査報告を調査地区の八和田地区よりおねがいします。

- 9 番櫻井委員      はい。9 番櫻井が報告いたします。9 月 2 日土曜日 8 時半より農業委員 5 名、推進委員 3 名、計 8 名で現地調査を行いました。現地は南側が県道、北側が河川、西側が宅地、東側が申請人の宅地が接しております。土地の面積が 4 5 3 m<sup>2</sup>ですが、北側の河川の法面が 5 m ぐらい下がっており、それを考えると実際に使用できるのは 3 0 0 m<sup>2</sup>くらいだと思います。隣接農地もなく、取得面積も問題ないと思います。よろしくをお願いします。
- 議長                はい。ありがとうございました。それではこれより質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員に質疑をお受けします。質問意見のある方は挙手をおねがいします。
- (挙手なし)
- 議長                ないでしょうか。それでは推進委員のみなさんいかがでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長                ないということですので、それではこれより採決に移ります。只今の申請番号 3 番許可申請について承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長                ありがとうございます。全員賛成により可決承認されました。
- なお、議案第 2 号は申請番号 1 番を除いて、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。
- つづきまして日程 4 議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更について」を上程いたします。今月は 3 件の申請がありました。順に審議したいと思います。まずはじめに申請番号 1 番について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局             はい。議案第 3 号「農業振興地域整備計画の変更について」を説明します。こちらは「農業振興地域の整備に関する法律」により指定されている「農業振興地域内農用地区域」においては、農地転用が制限されているため、農地転用をする場合には、まずは農用地区域からの除外の手続きが必要となります。同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、市町村は、農業振興地域整備計画を変更しようとするときは農業委員会の意見を聞くものとあります。この度、町より 3 件の除外案件について、当委員会に意見が求められています。
- それでは申請番号 1 番について、議案書の朗読をもって説明いたします。
- (申請番号 1 番の内容について記載事項を読み上げ、説明)
- 申請内容で説明した通り 1 3 5 8 番 3 については、許可を受けず、すでに宅地として使用されております。町除外担当者が申請代理人より追認が認められるか、相談を受けまして、許可権者であります埼玉県東松山農林振興センターの職員と現地調査と協議を実施したそうです。小川町の都市計画区域において、市街化区域・市街化調整区域の線引きが行われた昭和 5 4 年 9 月 1 1 日より前から宅地として使っているか、ということです。一般社団法人「日本地図センター」の航空写真の証明書が提出されましたが、昭和 5 0 年 1 月 1 5 日撮影の航空写真では、植木が植わっており、宅地の一部の形態が映っております。以上の理由から、振興センターと協議した点について条件が満たされていると判断したため、追認案件として受理したそうです。

- 事務局 除外後の農地区分については、おおむね10ha以上の規模の一団の区域にある農地、第1種農地にあると判断されます。最後に調査区は大河地区になります。以上、内容説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは現地調査報告を調査区担当の大河地区の委員よりお願いします。
- 2番岡本委員 はい。2番岡本が報告させていただきます。9月21日金曜日現地調査を行いました。申請人とも直接お話ができました。現在の住まいが申請地の北側。その前の土地に新たに建物を建てたいとのこと。本人もわからなかったようですが、該当地は青地なのでまずは除外ということで、今回申請されたということ。計画地は現在庭のようになっておりなにもありません。隣接地も自分の土地なので特に問題はないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議長 はい。ありがとうございます。それではこれより、申請番号1番について質疑をお受けいたします。まずはじめに農業委員のみなさん、いかがでしょうか。質問、意見のある方は挙手をお願いいたします。
- (挙手なし)
- 議長 ないようですので、推進委員のみなさん、いかがでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 よろしいですか。質問を打ち切らせていただきます。それでは採決にはいります。只今の申請番号1番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成により可決承認されました。つづきまして、申請番号2番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。つづきまして申請番号2番について、議案書の朗読をもって説明いたします。  
(申請番号2番の内容ついて、記載事項を読み上げ、説明)  
また、隣接農地の耕作者及び水利組合から除外の計画についての同意書を得ていることを申し添えます。  
除外後の農地区分についてはおおむね10ha以上の規模の一団の区域にある農地、第1種農地にあると判断されます。第1種農地は原則転用はできません。ただし住宅等は、不許可の例外の一つである、地域の農業の振興に資する施設に該当し、転用は可能となります。最後に調査区は、八和田地区になります。以上内容説明とさせていただきます。宜しくお願いいたします。
- 議長 はい。ありがとうございます。それでは現地調査報告を調査区担当の八和田地区の委員よりお願いいたします。

9番櫻井委員

はい。9番櫻井が報告いたします。9月22日土曜日8時半より農業委員5名、推進員3名、計8名で現地調査を行いました。地形がL字型になっておりまして、その一部の350㎡についてということになります。北側が道路、東と南側が農地、西側が祖父の自宅、となっております。事務局から説明がありましたとおり、近隣農地の所有者、水利組合の同意も得ております。この事業における近隣の農地への影響はないものと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

はい。ありがとうございます。それではこれより申請番号2番について質疑を受け付けたいと思います。まずはじめに農業委員のみなさま、いかがでしょうか。質問意見のある方は挙手をお願いいたします。

(挙手なし)

議長

ないようですので、それでは推進委員のみなさん、いかがですか。

(挙手なし)

議長

それではないようですので質問を打ち切らせていただきます。それでは採決に移ります。申請番号2番について承認に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

はい。ありがとうございます。全員賛成により可決承認されました。

つづきまして申請番号3番について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。申請番号3番について説明します。

(申請番号3番の内容ついて、記載事項を読み上げ、説明)

なお、進入路については約2mを拡幅する予定で、進入路が合計約4mの幅になります。また、隣接農地の耕作者および水利組合から、除外の計画についての同意書を得ていることを申し添えます。

除外後の農地区分については、公共投資のたいしょうにならない小集団の生産性の低い農地、第2種農地にあたると判断されます。最後に調査区は、八和田地区になります。以上内容説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長

はい。ありがとうございます。それでは現地調査報告を調査区担当の八和田地区の委員よりお願いします。

12番横瀬委員

はい。12番横瀬が報告いたします。9月22日農業委員5名、推進委員3名、計8名で現地調査をいたしました。本人立会いの下で行いましたが、道幅が狭く、今にも落ちそうな場所になっています。拡幅することにより車が自由に出入りできるようになるということです。ご審議をお願いします。

議長

はい。ありがとうございます。それではこれより、申請番号3番について質疑を受け付けたいと思います。まずはじめに農業委員のみなさま、いかがでしょうか。質問意見のある方は挙手をお願いいたします。

- 2 番岡本委員      はい。
- 議長                はい。岡本委員。
- 2 番岡本委員      2 番岡本です。奥がご自宅ですか？
- 1 2 番横瀬委員    はい。1 2 番横瀬です。現地は熊谷方面からですと曲がりやすいのですが、小川方面からですと鋭角に曲がるような道路になっており入りづらい状況です。隣接の田は1 mぐらい低くなっており猪被害などもあり不耕作地となっております。
- 議長                ありがとうございます。その他ご意見ありませんか。
- (挙手なし)
- 議長                ないようですので推進委員のみなさん、いかがですか。
- (挙手なし)
- 議長                ないようですので質疑を打ち切らせていただきます。それでは採決に入ります。只今の申請番号3番について承認に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 議長                はい。ありがとうございます。全員賛成により可決承認されました。
- つづきまして、日程5、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」事務局より報告をお願いいたします。
- 事務局             はい。命により報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」を議案書の朗読をもって報告いたします
- (報告第1号の内容について、記載事項を読み上げ、説明)
- 以上報告とさせていただきます。
- 議長                はい。ありがとうございました。
- つづきまして、日程6、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、今月は3件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
- 事務局             はい。命により報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」を議案書の朗読をもって報告いたします
- (報告第2号申請番号1～3の内容について、記載事項を読み上げ、説明)
- 以上報告とさせていただきます。
- 議長                はい。ありがとうございました。
- つづきまして、日程7、報告第3号「農地法第5条の許可処分取下申請について」、事務局より報告をお願いします。
- 事務局             はい。命により報告第3号「農地法第5条の許可処分取下申請について（所有権移転移転取下）」について議案書の朗読をもって報告いたします。

事務局

こちらの案件は、今回議案第2号で再申請のあった場所です。  
(報告第2号申請番号1～3の内容について、記載事項を読み上げ、説明)  
以上報告とさせていただきます。

議長

はい。ありがとうございます。つづきまして「その他」について入ります。その他について議題として取り上げることはないでしょうか。

はい。

はい。事務局よりお願いします。

事務局

はい。本日お手元に配布している資料をご覧ください。昨年12月から3月にかけて転用について皆様にご協議いただいた場所です。自己用住宅と、一部資材置き場として一時転用で許可となった竹沢地区の案件でございます。現在は建設工事中で建物も建っている状況です。こちらについてですが、昨年度からの事務局の対応をご報告させていただきます。今年3月、隣接の地権者からこの土地についてもともと田んぼだったところを3年前ぐらいに土を入れて40cmくらい盛ったというお話がありました。農地改良の許可なく土を入れるのは違反ではないか、是正なく今回の農地転用の許可は無効ではないか、というお話をいただきまして、事務局側で対応しておりました。しかし、事実確認ができず、お話のまま終わってしまい、転用許可については4月13日許可となっていました。また先月くらいから田畑転換の許可なく土を盛ったことについて違反ではないかという話をまたいただきまして、事務局長、主幹、次長で対応いたしました。お話の中で、やはりもともと田んぼであったという主張があり、今後、事務局対応として、現地確認の上どれぐらい盛ったか、もともと本当に田んぼだったのかということを確認したいと思います。といいますのも、地籍調査前後の登記地目を確認しても、この土地については「畑」という事実しか確認できず、事実確認ができないので、地籍調査時の資料等ももう少し詳しく調べてみようと思います。場合によっては弁護士等に相談しようと思っ

事務局長

はい。3月の時に、担当地区の委員には転用申請の出た土地について現地調査に行ってもらい、適正に処置されたと思いますが、その隣地について今回の転用の3年ほど前に残土を入れて畑にした、という旨の告発的なものがありました。小規模であれば、農地改良の目的で利用の促進を図るためということ認められますが、おそらくそうではないという話でした。1000㎡以上の届出が出ていないため事務局のほうでは確認できず、農業委員もそれに気づかず、今回処置がされ、その行為は無効ではないかという話がありました。本来ならば、3年前に遡及して是正して今回の申請に至るべきなのですが、その時に事務局と振興センターと相談した結果、3年前に遡及して盛土をしたということが立証できないので追認もできず、農地改良の一環であると判断したということです。どこを根拠にするかということ、該当地は明治からの土地台帳上は畑、平成11～12年の地籍調査でも畑と判断されています。ところが、相談人は最近までずっと田んぼをしていたと主張しています。台帳上も地籍調査時も畑という判断なので、農地改良のための土を入れたという解釈で信じるしかないので法的な機関としては今回の対応となりました。許可のでた転用についてどうこうというのは難しいですが、所有者にも改めて事情を聴いたりして、農地のほうの対応を考えていきたいと思っています。

- 議長 はい。ありがとうございます。委員のみなさん、なにかお気づきの点がありましたお願いします。
- 13番山田委員 はい。
- 議長 はい。山田委員
- 13番山田委員 はい。13番山田です。この土地に関してはずっと気になっていたのですが、3年前というのはおじいさんから現在の方に所有権移転をした時だと思います。私の記憶の中では当時としては田んぼだったと思います。所有権移転の時期に確かに残土を入れていたかもしれませんが。その後、本人がその土地で農業をととても熱心にされ始めたので、畑として利用しなかったのかと思いました。当時それ以上の考えに至らなかったのは申し訳なく思っております。その後何年かして、親族が家を建てるということで今回の転用に至ったと記憶しています。
- 推進委員尾上委員 はい。
- 議長 はい。尾上委員。
- 推進委員尾上委員 はい。推進委員の尾上です。該当地は田んぼの前は畑をやっていました。そのあと、地域全体的に水田に変えてしまったりしていたところでした。そのごまた土を入れたので、台帳上はずっと畑のままなのではないかと思えます。
- 議長 はい。ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。
- 事務局長 はい。みなさんご意見ありがとうございます。みなさんの意見を参考にして、事務局としてはまず、再度現地調査を行いたいと思います。現地にて関係者にも事情を聞き、事実確認を進めるなかで、農地改良にあたるのかどうかも含めて振興センターの支持も仰ぎながら慎重に対応していきたいと思えます。
- 議長 はい。ありがとうございます。それではほかに「その他」について、ないでしょうか。
- (挙手なし)
- 議長 特にないようですので、それでは以上で本日の日程はすべて終了しました。これをもちまして平成30年9月第29回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後3時43分です。